

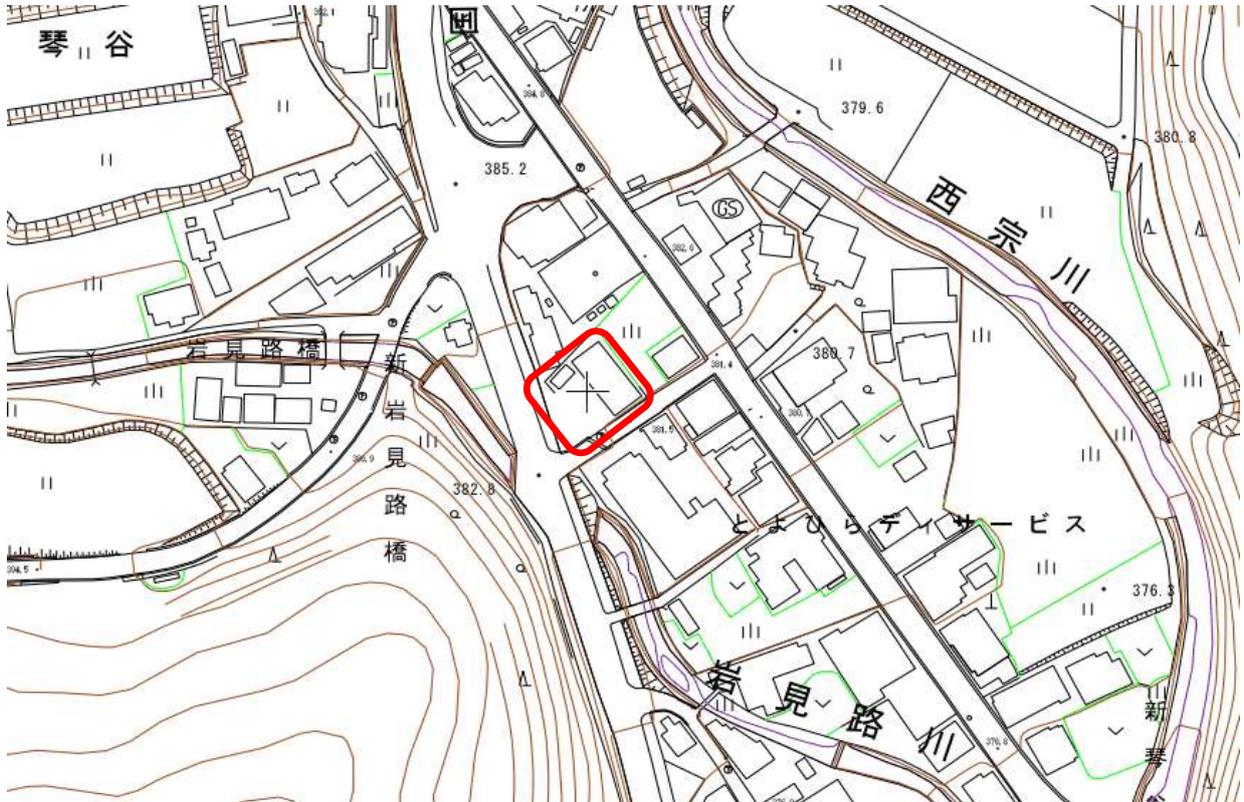
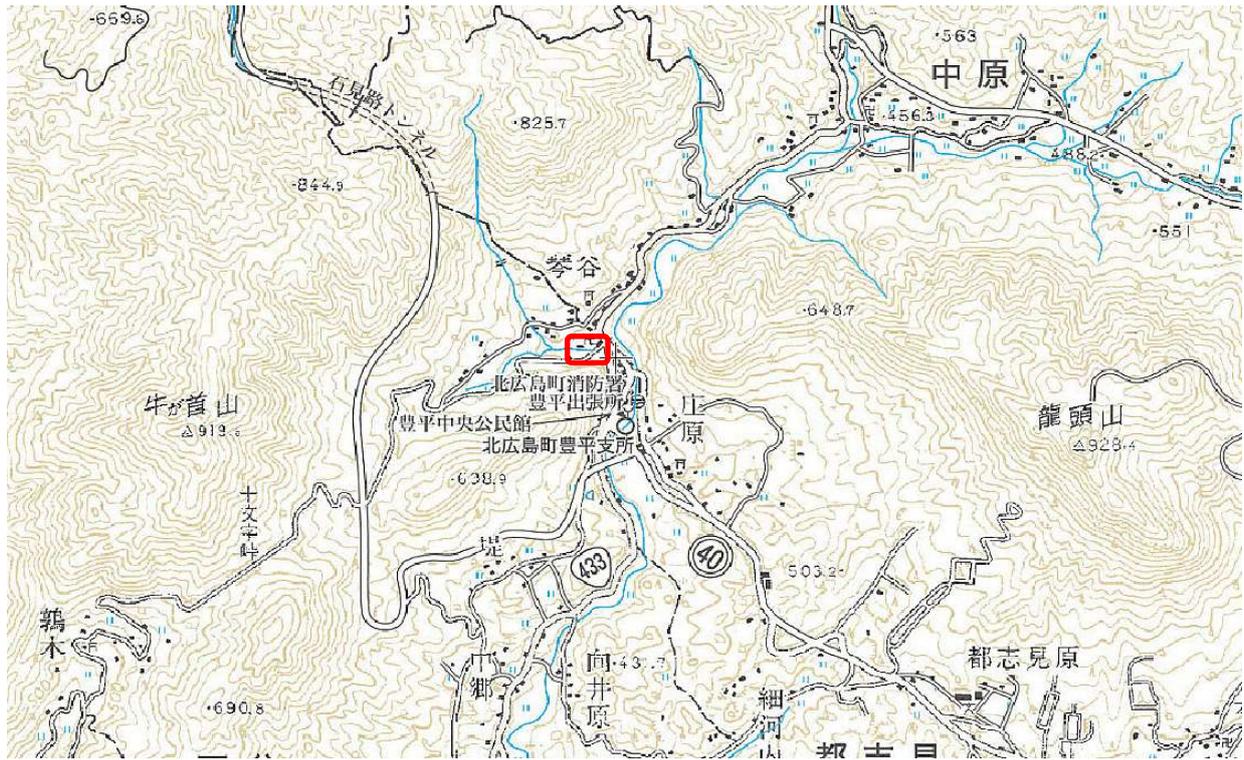
令和 7 年度

仕 様 書

北広島町

		摘 要	
工 事 番 号			
幹 線 名 路 線 名 称			
施 工 場 所	山県郡北広島町戸谷字中筋182番1		
工 事 名	旧豊平中学校教員宿舎解体工事		
工 事 概 要	職員寮 (120.39㎡)、物置 (10.68㎡)		

令和7年度 旧豊平中学校教員宿舎解体工事 位置図



特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

本特記仕様書に記載のない事項については、広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県）」によるものとする。

第2節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事（道路維持修繕業務委託（路線委託）（以下「路線委託」という。）を含む。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 兼務する工事が公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く。）以内であること
 - (3) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
 - (4) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (5) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができることなお、(4)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 2 受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が10Km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事（路線委託は含まない。）の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
 - (2) 兼務する工事箇所が全て北広島町内であること
 - (3) 兼務する工事が北広島町発注工事以外の公共工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができることなお、(3)に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は様式第2号により、承認しない場合は様式第3号に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。

- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、様式第4号により、その承認を取消すものとする。
- (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（北広島町の休日を定める条例（平成17年北広島町条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

※ 様式については、北広島町のホームページに掲載している。
「北広島町 HP>事業者向け情報>入札・契約>入札・契約、施工関係__各種様式集」建設工事請負契約約款様式

<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/4/1167.html>

第3節 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 建設業法第26条第3項第1号の規定（以下、「専任特例1号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
- (1) 主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (2) 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場間の移動距離がおおむね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数が3を超えないこと。
 - (4) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
 - (5) 工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
 - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 兼務する工事についても、上記(2)～(7)の要件を全て満たすこと。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。
- 2 専任特例1号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項(2)～(8)を確認するため、施工計画書に前項(6)の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

- 3 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定（以下、「専任特例 2 号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 建設業法施行令第 29 条第 1 項で定める者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること
 - (2) 監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
 - (4) 監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め 2 件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (5) 監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、北広島町内かつ工事箇所の間隔が 10 k m 程度であること
 - (6) 監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること
 - (7) 監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例 2 号に係る条件を満たすこと。
- 4 専任特例 2 号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、各施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
- 5 建設業法第 26 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第 26 条の 5 第 1 項の規定を準用する経營業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
 - (2) 配置する工事現場の数が 1 であること。
 - (3) 配置する営業所と工事現場間が、1 日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね 2 時間以内であること。
 - (4) 下請次数が 3 を超えないこと。
 - (5) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1 年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
 - (6) 工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS 等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
 - (8) 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
- 6 建設業法第 26 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第 26 条の 5 第 1 項の規定を準用する経營業務の管理責任者を配置する場合には、前項(3)～(8)を確認するため、施工計画書に前項(7)の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
- 7 広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版」『第 1 編第 1 章第 3 節 1－1－3－2 現場代理人の常駐義務の緩和』によらず、次のとおり取り扱う。

監督職員と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場

合」として取扱う。

- (1) 請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては、9,000 万円）未満
 - (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (3) 建設工事請負契約約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
 - (5) 上記(2)、(3)、(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
 - (6) その他、特に発注者が認めた期間
- 8 広島県制定の「土木工事共通仕様書（令和 6 年 8 月）広島版」『第 1 編第 1 章第 3 節 1 - 1 - 3 - 3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者』の「5. 配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。
5. 配置要件
- 一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第 10 条第 1 項第 2 号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。
- (1) 下請負金額の総額が 5,000 万円以上、又は設計図書において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
 - (2) 請負代金 4,500 万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。

第 2 章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(直接工事費)					
A. 建築撤去工事	1.0	式			
E. 電気設備撤去工事	1.0	式			
M. 機械設備撤去工事	1.0	式			
直接工事費 計					
(諸経費)					
共通仮設費 率分 $Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e(P) + 0.625 \times \log_e(T)) \times \text{補正值}0.887$	1.0	式			
共通仮設費 積上げ分	1.0	式			
現場管理費 $Jo = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e(Np) + 0.831 \times \log_e(T))$	1.0	式			
一般管理費	1.0	式			
諸経費 計					
工事価格 (直接工事費 + 諸経費)					
消費税					10%
工事費					

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A. 建築撤去工事						
A 1. 直接仮設工事		1.0	式			
A 2. とりこわし工事		1.0	式			
A 3. 発生材処分		1.0	式			
計						

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A 1 . 直接仮設工事						
枠組本足場手すり先行方式	建地幅600mm、高12m未満、存置2か月	217.0	m2			施P115 コストP113
垂直養生	垂直養生、防音シート、存置2か月	217.0	m2			コストP123
A 1 . 小計						

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A2. とりこわし工事						
基礎コンクリート撤去	大型ブレカ、圧砕機併用	36.6	m3			施P457 コストP420
躯体コンクリート撤去	圧砕機	58.9	m3			施P457 コストP420
土間コンクリート撤去	大型ブレカ、圧砕機併用	7.2	m3			施P457 コストP420
鉄筋切断		102.7	m3			
コンクリートブロック解体	厚120	71.8	m2			コストP420
内部造作撤去	共同住宅	120.4	m2			施P457
既存防水層撤去	屋上アスファルト防水	171.1	m2			
地業撤去	割栗石、積込み共	12.5	m3			
埋戻し	締固め共	43.2	m3			
碎石敷	50mm、再生碎石	10.0	m3			施P185 コストP157
とりこわし機械運搬		2.0	往復			施工P9 コストP3
とりこわし発生材積込	コンクリート・モルタル類 機械	123.7	m3			施P459
とりこわし発生材積込	内装仕上材・木材類 機械	14.7	m3			施P459

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
とりこわし発生材運搬	コンクリート、アスファルト類	103.3	m3			
とりこわし発生材運搬	砕石	12.5	m3			
とりこわし発生材運搬	コンクリートブロック、がれき類	20.1	m3			
とりこわし発生材運搬	ガラス陶磁器くず類	0.3	m3			
とりこわし発生材運搬	廃プラスチック類	0.4	m3			
とりこわし発生材運搬	木くず	8.1	m3			
とりこわし発生材運搬	せっこうボード類	2.7	m3			
とりこわし発生材運搬	繊維くず類（畳）	3.5	m3			
とりこわし発生材運搬	50km程度	8.7	t			施工P211 コストP185
A2. 小計						

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A 3. 発生材処分						
発生材処分費	コンクリート	103.3	m3			
発生材処分費	砕石	12.5	m3			
発生材処分費	コンクリートブロック、がれき類	20.1	m3			
発生材処分費	ガラス陶磁器類	0.3	m3			
発生材処分費	廃プラスチック類	0.4	m3			
発生材処分費	木くず	8.1	m3			
発生材処分費	せっこうボード	2.7	m3			
発生材処分費	畳	36.0	枚			
スクラップ控除	鉄くず H3	8.2	t			物P794
スクラップ控除	鉄くず H4	0.4	t			物P794
スクラップ控除	アルミ鉄 込みがら	80.0	kg			物P797
A 3. 小計						

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
E. 電気設備撤去工事						
E 1. 電気設備とりこわし工事		1.0	式			
計						

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
E 1. 電気設備とりこわし工事						
電力量計撤去		10.0	個			
分電盤撤去		2.0	個			
照明撤去	シャンデリア、30w×3灯	2.0	個			
照明撤去	コートペンダント	6.0	個			
照明撤去	シーリングライト	12.0	個			
照明撤去	FL20w-1	2.0	個			
スイッチ撤去	1P15A×1	10.0	個			
スイッチ撤去	1P15A×2	2.0	個			
スイッチ撤去	1P15A×3	2.0	個			
コンセント撤去	2P15A×2	16.0	個			
コンセント撤去	2P15A×2 (接地端子付)	8.0	個			
コンセント撤去	2P15A×2 (防雨型、接地端子付)	2.0	個			

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
端子撤去		6.0	個			
分配器	2分配	2.0	個			
屋外照明撤去	ポールライト、150w、H=4500mm	1.0	灯			
計						

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
M. 機械設備撤去工事						
M1. 機械設備とりこわし工事		1.0	式			
計						

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
M1. 機械設備とりこわし工事						
給水管撤去	地中配管、硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)、16A	20.7	m			
給水管撤去	地中配管、硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)、20A	32.4	m			
給水管撤去	地中配管、硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)、25A	10.0	m			
給湯管撤去	屋外配管、被覆銅管、20A	25.3	m			
給湯管撤去	屋外配管、被覆銅管、25A	10.6	m			
単水栓撤去		2.0	個			
混合水栓撤去		6.0	個			
ガス管撤去	地中配管、配管用炭素鋼鋼管 (白)、15A	6.9	m			
ガス管撤去	地中配管、配管用炭素鋼鋼管 (白)、20A	2.6	m			
ガス管撤去	地中配管、配管用炭素鋼鋼管 (白)、25A	17.1	m			
ガス栓撤去	一般弁類、ガスロック、15A	6.0	個			
ルームエアコン撤去	セパレート形、2.5kw	1.0	台			
洗面化粧台撤去		2.0	組			

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
シャワー器具撤去	シャワーセット（固定式シャワー、湯水混合栓、吐水口）	2.0	組			
流し台撤去	1槽シンク、L=1,800	2.0	台			
調理台撤去	作業台、幅600mm以下	2.0	台			
コンロ台撤去	ガステーブル、幅750mm以下	2.0	台			
洋風大便器撤去	タンク式	2.0	台			
浴槽撤去		2.0	個			
石油湯沸器撤去	瞬間湯沸器、5L/min	2.0	台			
量水器撤去	デジタル式	2.0	個			
排水管撤去	地中配管、硬質ポリ塩化ビニル管（VU）、50A	8.0	m			
排水管撤去	地中配管、硬質ポリ塩化ビニル管（VU）、65A	4.7	m			
排水管撤去	地中配管、硬質ポリ塩化ビニル管（VU）、75A	13.8	m			
排水管撤去	地中配管、硬質ポリ塩化ビニル管（VU）、100A	37.2	m			
排水管撤去	地中配管、硬質ポリ塩化ビニル管（VU）、150A	5.0	m			
排水柵撤去	350×350	7.0	組			

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
排水柵撤去	400×400	3.0	組			
排水柵撤去	600×600	1.0	組			
換気扇撤去	200φ	2.0	台			
配管切断	樹脂管、40A	1.0	箇所			
根切		22.8	m3			
埋戻し		22.8	m3			
計						

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費 積上げ分						
仮囲い	H=2.0m、防音シート張り、存置2か月	76.0	m			コストP103
入口クサゲート	幅6.0×高1.8、片開き、存置2か月	1.0	箇所			施工P107
交通誘導員		15.0	人			労務単価
アスベスト含有試験	定量分析	5.0	検体			物P859
計						

設計仕様概要表

工事名称	豊平中学校教員宿舎新築工事(案)	敷地面積	515.97					延面積	120.393		
建築場所	広島県山県郡北広島町有田	建築面積	120.393					地盤面よりの高	1階床高	3.610	
工期	着工 昭和 年 月 日 竣工 昭和57年 月 日	床面積	階	M ²	階	M ²	階		M ²	階	M ²
主要用途	職員宿舎		1	120.393							
主要構造	鉄筋コンクリート壁式構造										
用途地域	左										
防火地域	左										
用途	左										
建築設備	電気設備工事	1式									
	給排水衛生設備工事	1式	石湯沸湯器取付								
	瓦斯設備工事	1式									
	空調設備工事										
別途工事											
備考	外構工事	1式									

外部仕上表

	北面	東面	南面	西面	備考
屋根	アスファルト防水A2工法押入れ仕上	〃	〃	〃	
軒裏	アクリルシロ付※	〃	〃	〃	
外壁	吹付サイレン仕上※	〃	〃	〃	1.5新築仕様 20mm 吹付合面
建具	アルミサッシ	〃	〃	〃	
根廻り	コンクリート打パン	〃	〃	〃	
犬走り					表向きに4100mmコンクリート

内部仕上表

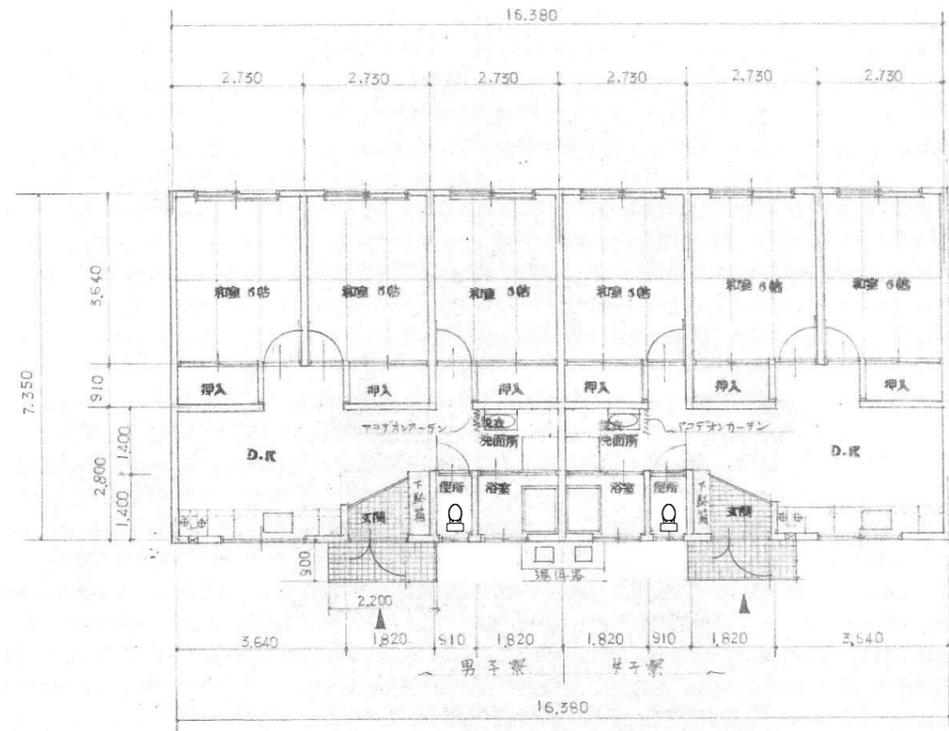
階	室名	床	巾木	腰	壁	天井	備考
	玄関	100mmクッションタイル貼	100mmクッションタイル貼 H=200	※アスターボード下地シロ付張	※アスターボード下地シロ付張	軽天地下地シロ付張 ①/12	下駄箱 押入れ取付
	DK木-1	20mm下地①/12シロ付張※	木製H100 O.P.張	※アスターボード下地シロ付張	※アスターボード下地シロ付張	軽天地下地シロ付張 ①/12	流シ、200台、調理台、フード排気扇、吊戸棚、床下物入れ、吸気孔φ100mm、吸気孔φ75mm
	脱衣洗濯所	20mm下地①/12シロ付張※	木製H100 O.P.張	※アスターボード下地シロ付張	※アスターボード下地シロ付張	軽天地下地シロ付張 ①/12	洗濯機台φ600、200mm幅取付
	和室6帖	20mm下地①/12 畳敷	寄	アスターボード下地ビニル張	アスターボード下地ビニル張	軽天地下地張花巻目地天井	
	浴室	薄床タイル貼	75mmタイル貼	75mmタイル貼	ビニル張 E.P	バリア	ステンレス槽 2人用 湯沸器、シャワー付、レジスター-150X200
	トイレ	70mmシロ付張	ビニル巾木	化粧石膏ボード	ビニル張 E.P	シロ付下地 軽天地下地	レジスター-250X200
	押入	アクリルシロ付	寄	アクリルシロ付	アクリルシロ付	アクリルシロ付	中棚、天板付
	ポーチ	70mmクッションタイル貼					
		特別仕様書は 宿舎仕様と同じ					
							※工事着手に先立ち、石綿含有建材の調査を行うこと。

〒731-1595
 広島県山県郡北広島町有田1234番地
 広島県山県郡北広島町

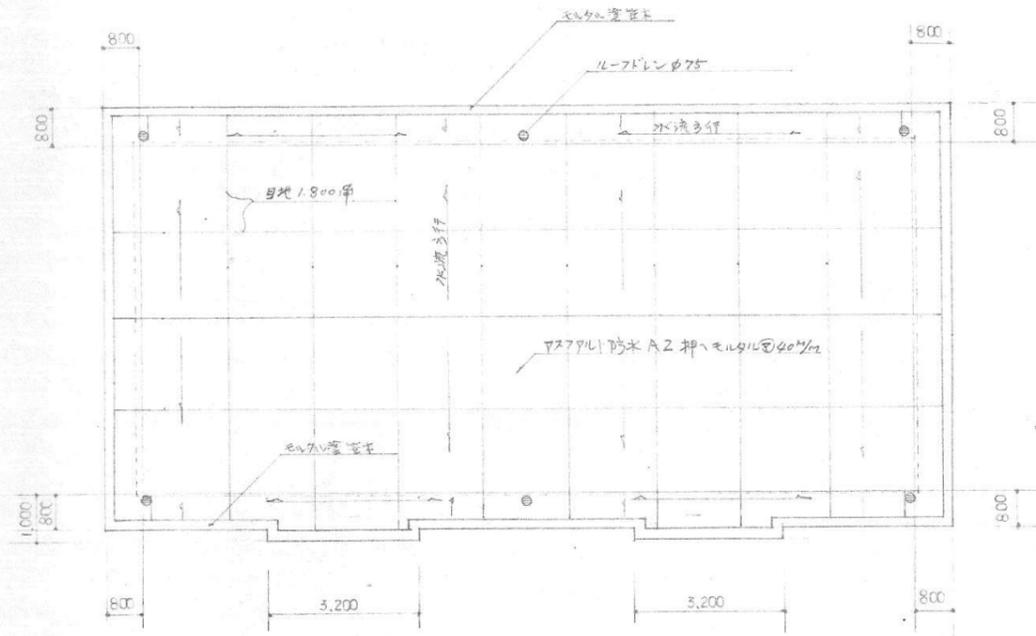
工事名
 旧豊平中学校教員宿舎解体工事

図面内容・縮尺
 設計仕様概要表・仕上表

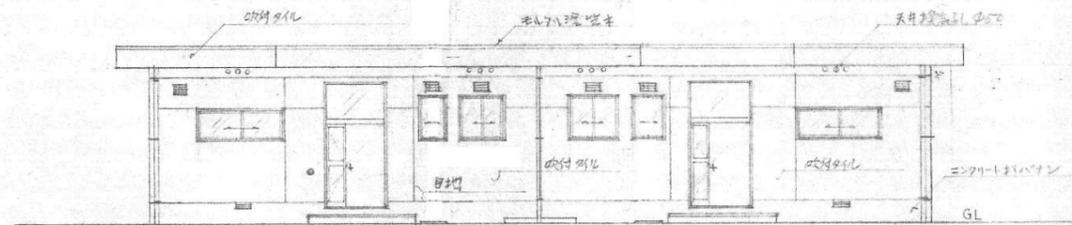
設計
 令和7年度
 縮尺 (A3)
 図面番号
 1/12



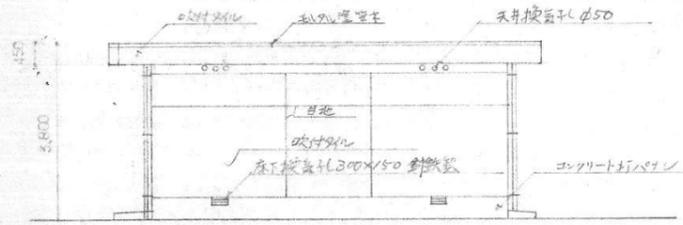
1階平面図 S=1/150



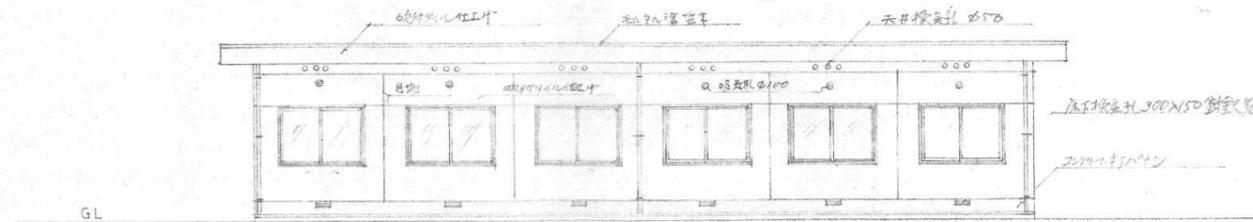
屋根伏図 S=1/150



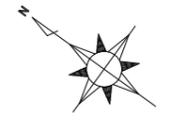
西面立面図 S=1/150



北面立面図 S=1/150



東面立面図 S=1/150



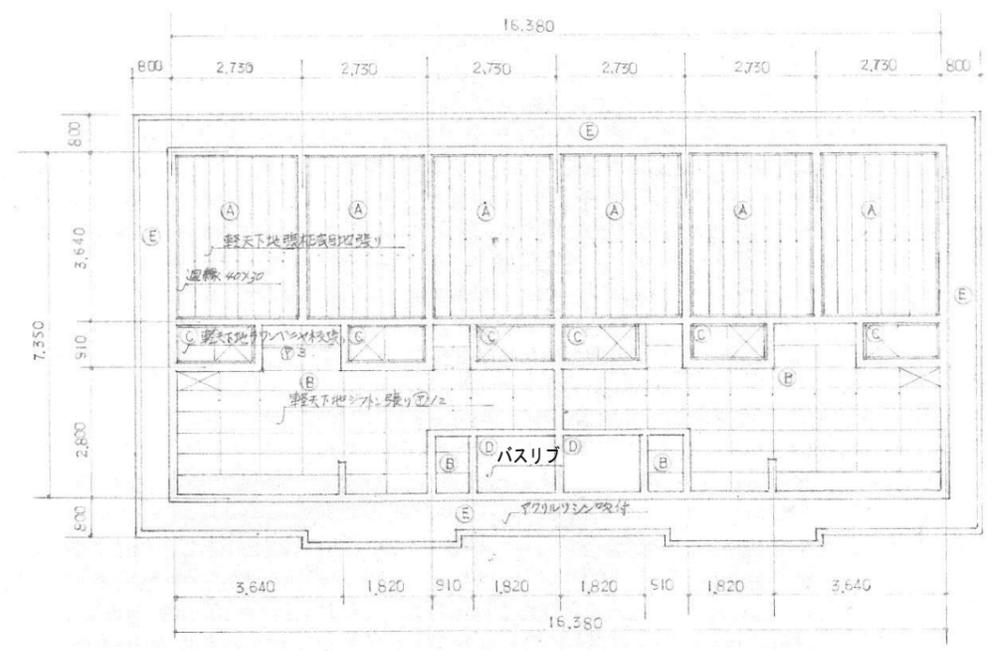
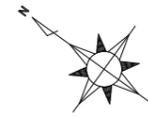
〒731-1595
 広島県山県郡北広島町有田1234番地
 広島県山県郡北広島町

工事名
 旧豊平中学校教員宿舎解体工事

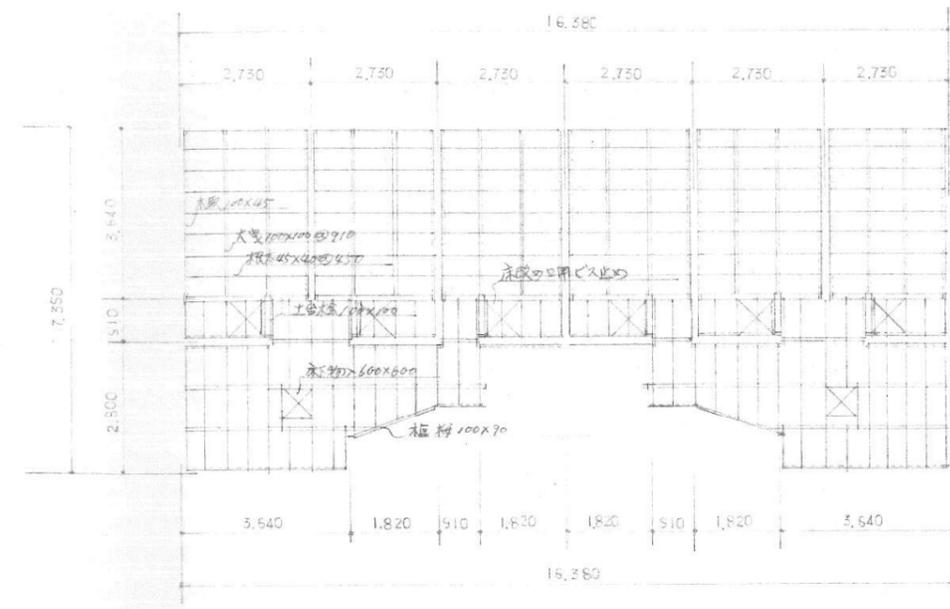
図面内容・縮尺
 平面図・屋根伏図・立面図

設計
 令和7年度

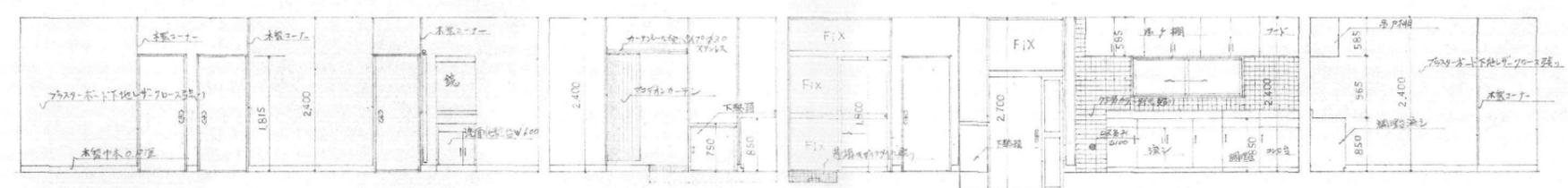
縮尺 (A3)
 1/150
 図面番号
 3/12



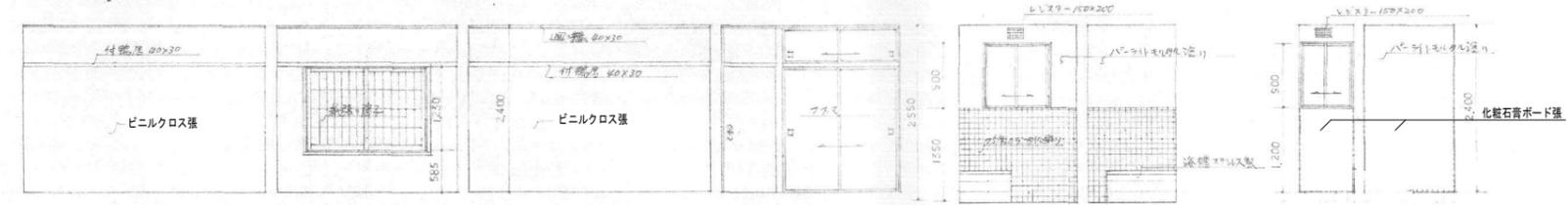
天井伏図 S=1/150



床伏図 S=1/150



炊事場、玄関、便所、洗面更衣室、展開図 S=1/100

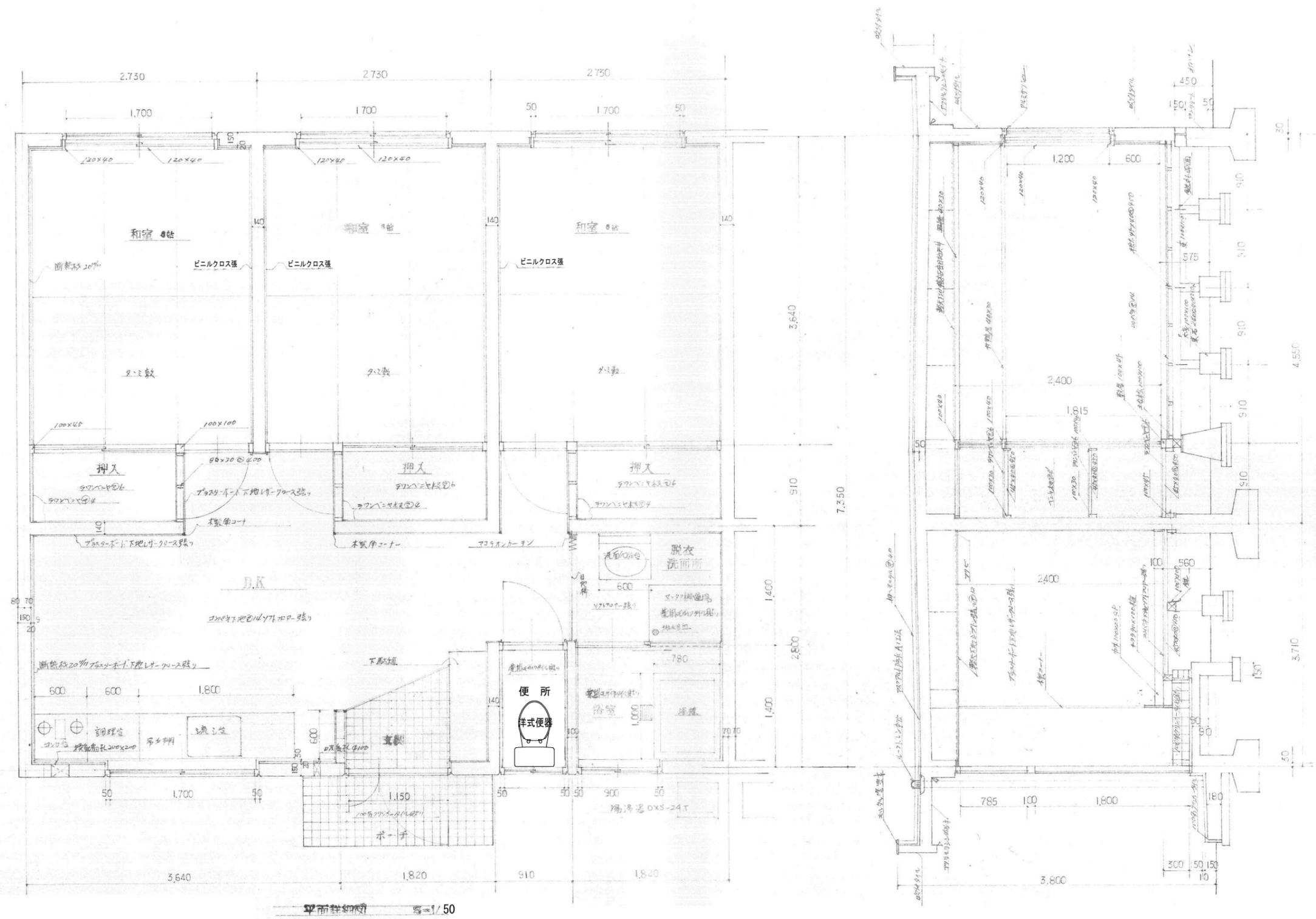


和室展開図 S=1/100

浴室展開図 S=1/100

便所展開図 S=1/100

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田1234番地 広島県山県郡北広島町	工事名 旧豊平中学校教員宿舎解体工事	図面内容・縮尺 天井伏図・床伏図・展開図	設計 令和7年度	縮尺 (A3) 1/150・100
			図面番号 4/12	



平面詳細図 縮尺 1/50

断面詳細図 縮尺 1/50

<p>〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田1234番地 広島県山県郡北広島町</p>	<p>工事名 旧豊平中学校教員宿舎解体工事</p>	<p>図面内容・縮尺 平面詳細図・断面詳細図</p>	<p>設計 令和7年度</p>	<p>縮尺 (A3) 1/50 図面番号 5/12</p>
--	--	---	------------------------------	--

符号	AW.1				AW.2	AW.1	AW.2
名称	引き付3開けブラインド				引き付引鎖付	引鎖付窓	引鎖付窓
取付場所	和室				和室	和室	和室
数量	2ヶ所				2ヶ所	6ヶ所	2ヶ所
形状 (開閉方式)							
扉・枠・見込 材	70				60	70	70
金物	アルミ スライド錠 スライド錠 戸当・閉止 上げ落し ドアクローザ 金物				アルミ スライド錠	アルミ 引鎖付	アルミ 引鎖付
概要	換気ガラリ エア付方式 吊込方式 塗装						
ガラス	4mm 単ガラス				4mm 単ガラス	4mm 単ガラス	4mm 単ガラス
符号	AW.3	AW.4	WD.1	WD.2	S.1	F.1	
名称	引き付窓	引き付窓	引鎖付ブラインド	引鎖付ブラインド	引鎖付障子窓	引鎖付障子窓	
取付場所	和室	和室	和室入口	和室入口	和室	和室	
数量	2ヶ所	2ヶ所	6ヶ所	2ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	
形状 (開閉方式)							
扉・枠・見込 材	70	70	36	33	30	20	
金物	アルミ スライド錠 戸当・閉止 上げ落し ドアクローザ 金物	アルミ スライド錠 戸当・閉止 上げ落し ドアクローザ 金物	木製 スライド錠 スライド錠 戸当・閉止 上げ落し ドアクローザ 金物	木製 スライド錠 スライド錠 戸当・閉止 上げ落し ドアクローザ 金物	木製 引鎖付 戸当・閉止 上げ落し ドアクローザ 金物	木製 引鎖付 戸当・閉止 上げ落し ドアクローザ 金物	
概要	換気ガラリ エア付方式 吊込方式 塗装	換気ガラリ エア付方式 吊込方式 塗装	換気ガラリ エア付方式 吊込方式 塗装	換気ガラリ エア付方式 吊込方式 塗装	換気ガラリ エア付方式 吊込方式 塗装	換気ガラリ エア付方式 吊込方式 塗装	
ガラス	4mm 単ガラス	4mm 単ガラス	有鉛ガラス	有鉛ガラス	紙張、目紙	紙張、目紙	
注	1. 寸法は全て有効内法を示し製図に当たっては現場実測のこと。 2. 壁材は特記なき限り 壁 壁金仕上げとし見本館により決定する。 3. 換気ガラリ取付位置のバックボルトは 壁と特記なき限り壁の高さは床仕上げより 100mmとする。 4. 特記なき限り木製は床仕上げ及び仕上げはすべてとする。 5. 図面参照。						

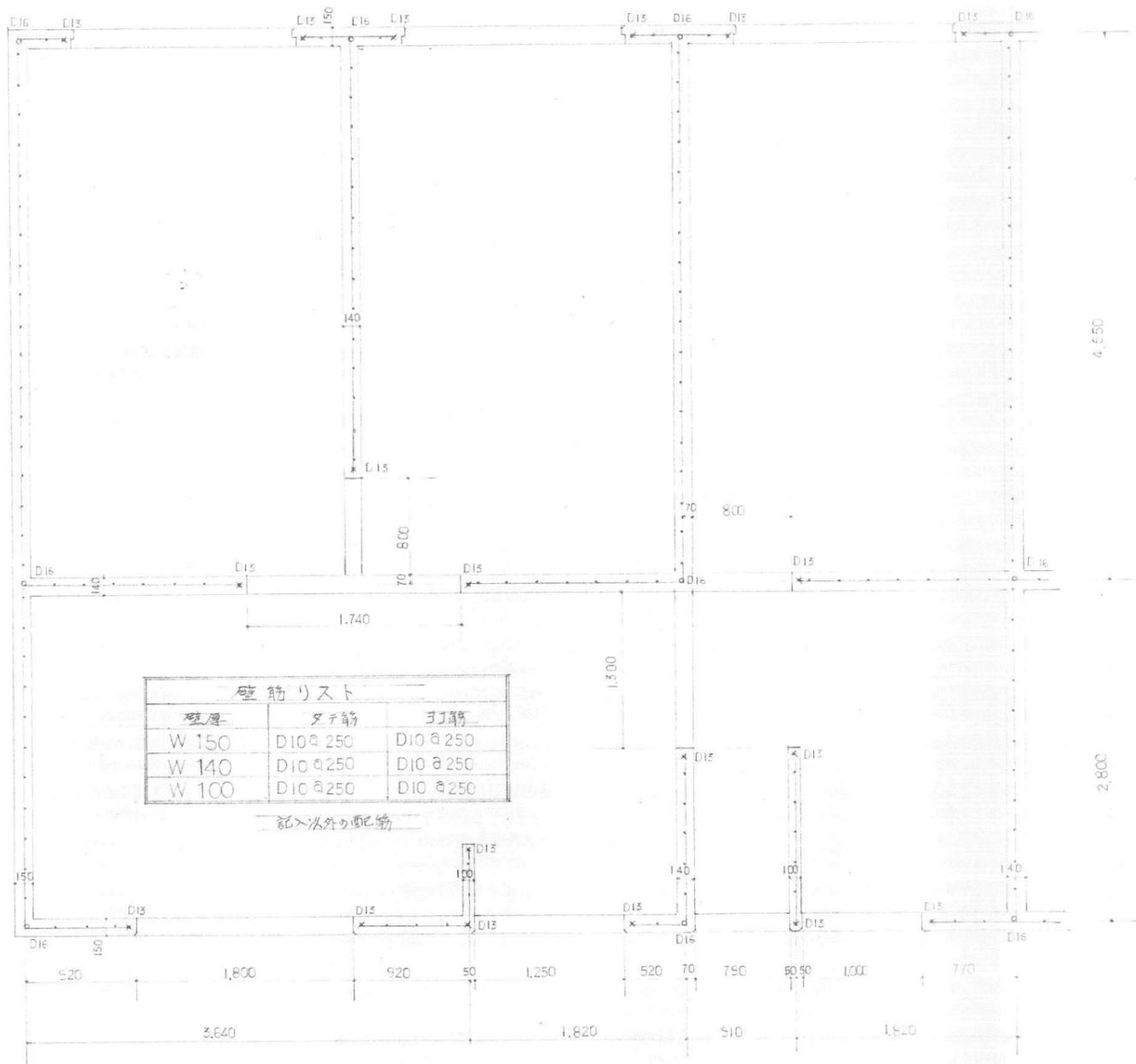
〒731-1595
 広島県山県郡北広島町有田1234番地
 広島県山県郡北広島町

工事名
 旧豊平中学校教員宿舎解体工事

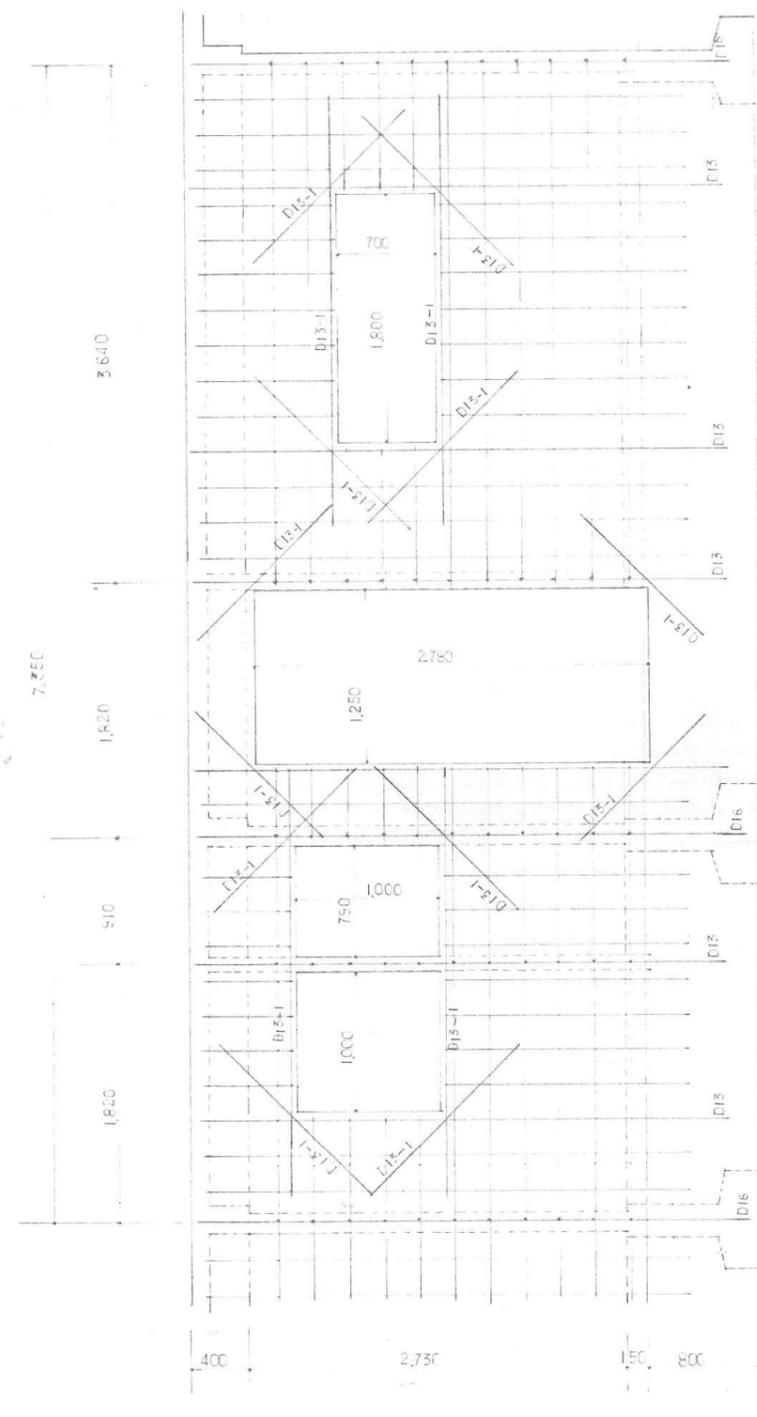
図面内容・縮尺
 建具図

設計
 令和7年度

縮尺 (A3)
 1/100
 図面番号
 6/12



壁配筋図 S=1/50



壁配筋図 S=1/50

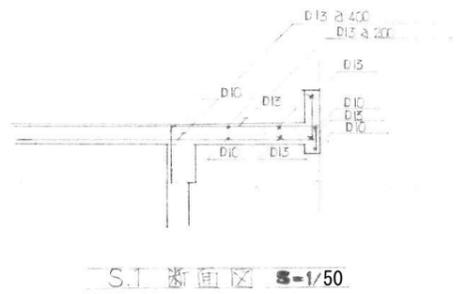
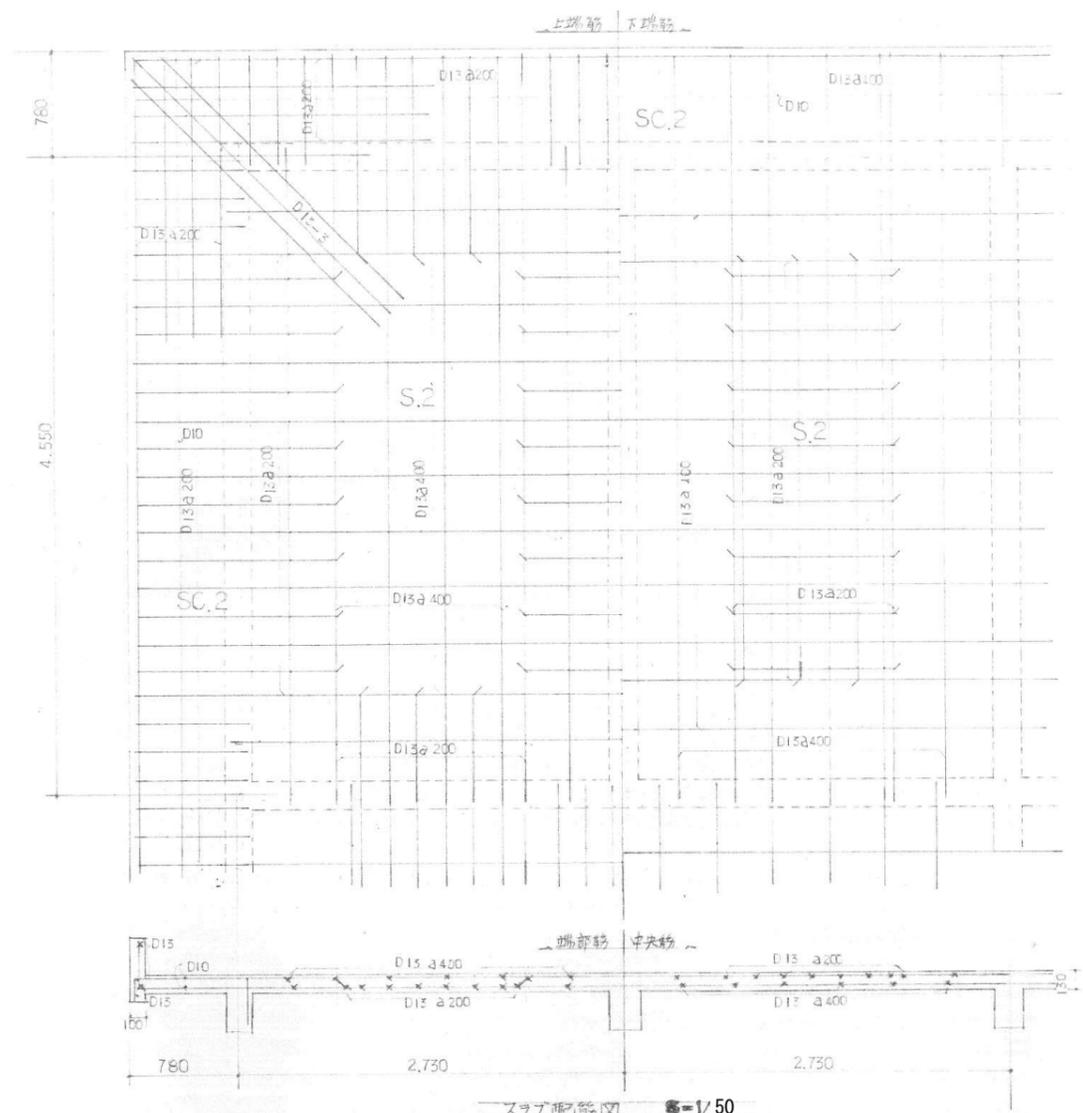
〒731-1595
 広島県山県郡北広島町有田1234番地
 広島県山県郡北広島町

工事名
 旧豊平中学校教員宿舎解体工事

図面内容・縮尺
 壁配筋図

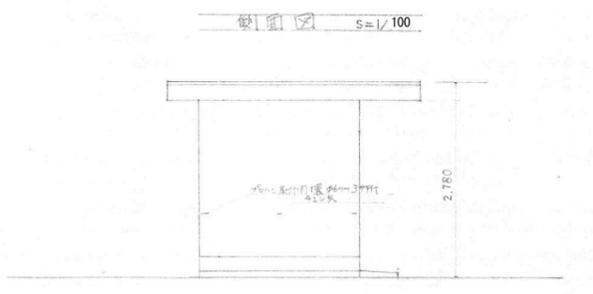
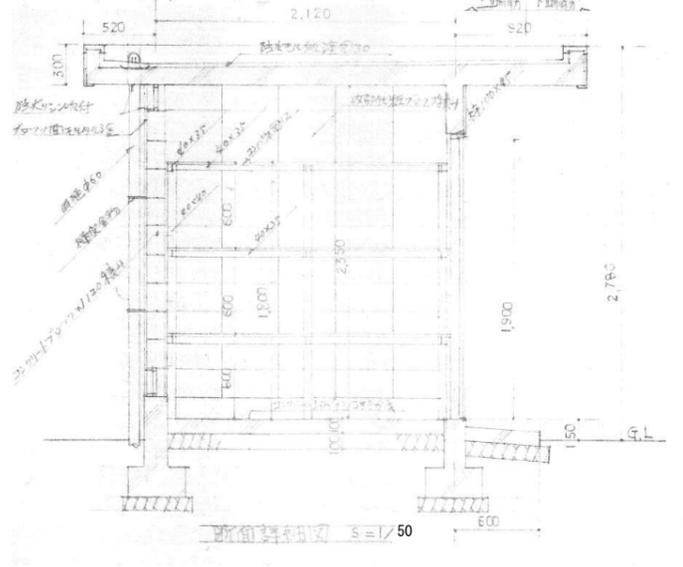
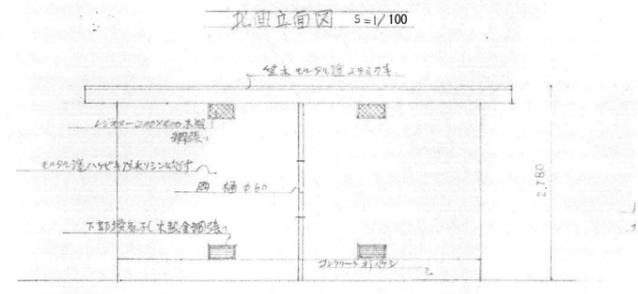
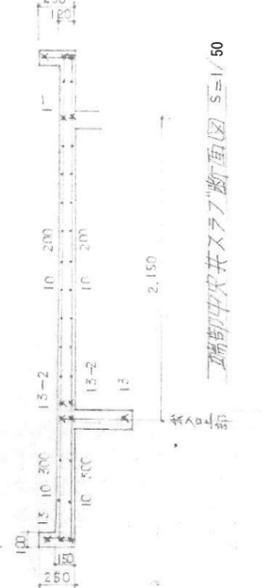
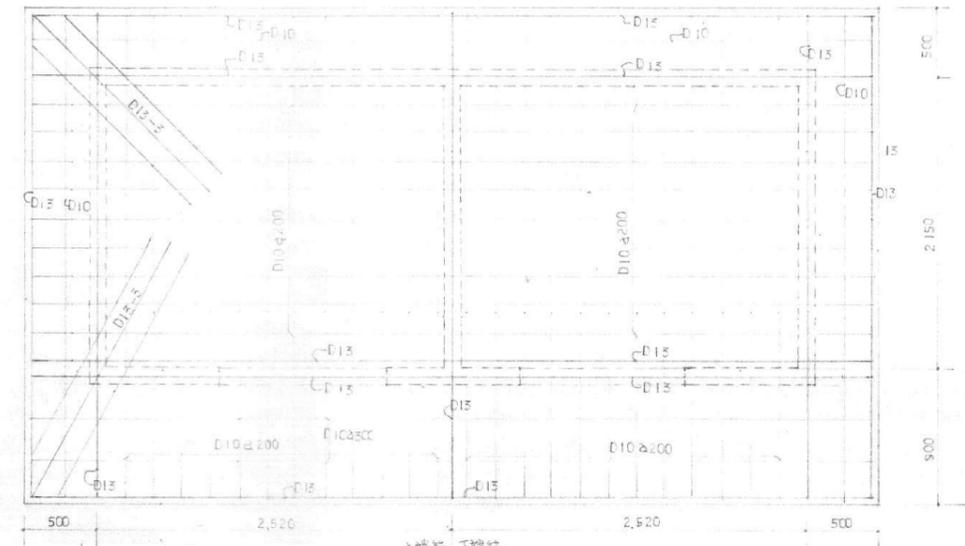
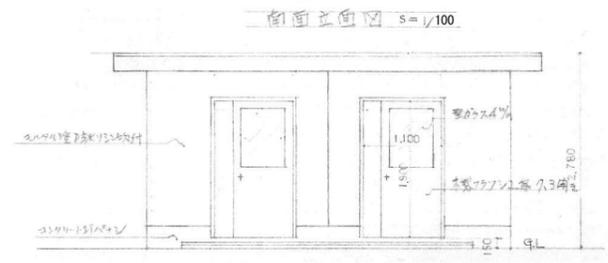
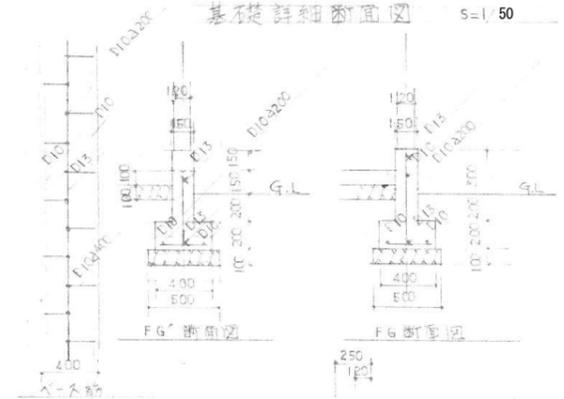
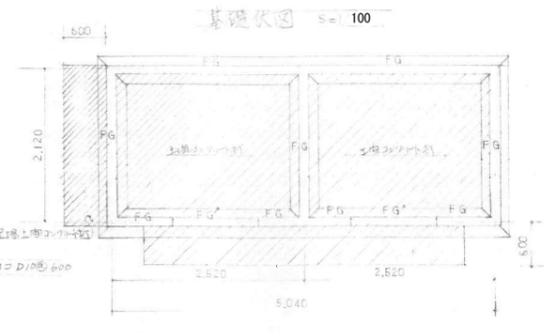
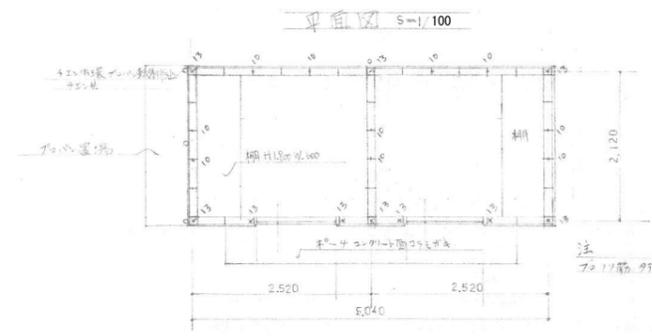
設計
 令和7年度

縮尺 (A3)
 1/50
 図面番号
 8/12



スラブ配筋リスト

付号		主筋配筋			引筋配筋		
		端部	中央	端部	端部	中央	端部
S1	上端筋	D13 a200	D13 a400	D13 a200	D13 a200	D13 a400	D13 a200
	下端筋	D13 a400	D13 a200	D13 a400	D13 a400	D13 a200	D13 a400
S2	上ッ	D13 a200	D13 a400	D13 a200	D13 a200	D13 a400	D13 a200
	下ッ	D13 a400	D13 a200	D13 a400	D13 a400	D13 a200	D13 a400
S3	上ッ	D13 a200	D13 a400	D13 a200	D13 a200	D13 a400	D13 a200
	下ッ	D13 a400	D13 a200	D13 a400	D13 a400	D13 a200	D13 a400
SC1	上ッ	D13 a200	D13 a200		D10,13 a300	D10,13 a300	
	下ッ	D13 a400	D13 a400		D10,13 a300	D10,13 a300	
SC2	上ッ	D13 a200	D13 a200		D10,13 a300	D10,13 a300	
	下ッ	D13 a400	D13 a400		D10,13 a300	D10,13 a300	



仕上表			
部所	仕上	備 考	
外部	壁	コンクリート打込仕上	(コンクリート)
	窓	毛引込窓枠仕上	15mm厚ガラス
	扉	コンクリート打込仕上	(コンクリート)
内部	床	コンクリート打込仕上	(コンクリート)
	壁	コンクリート打込仕上	(コンクリート)
	柱	W200コンクリート柱仕上	(コンクリート)
	天井	コンクリート打込仕上	(コンクリート)
出入口木枠製 7.3間き 7.3間き 1.8間き 1.8間き 2.0間き 2.0間き			
ガラス掛 1.8間き 1.8間き 2.0間き 2.0間き			
内装材 木製 W600 H.1,800 W2,000 2.0間き			

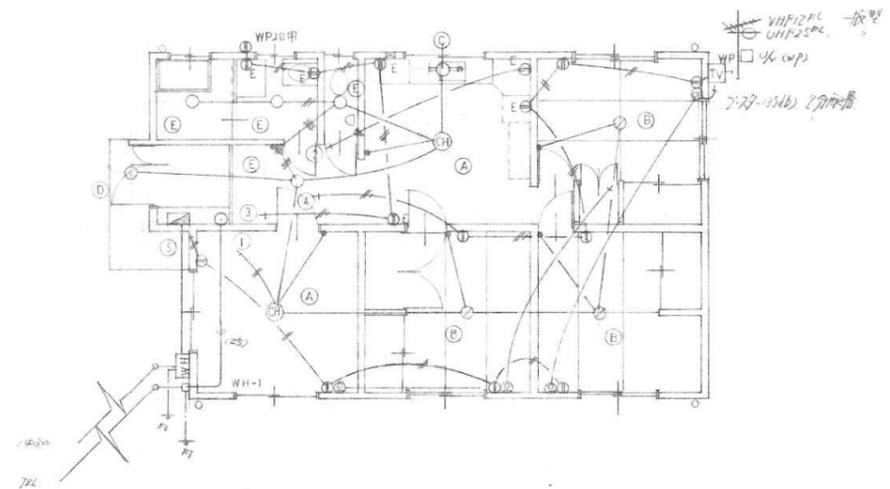
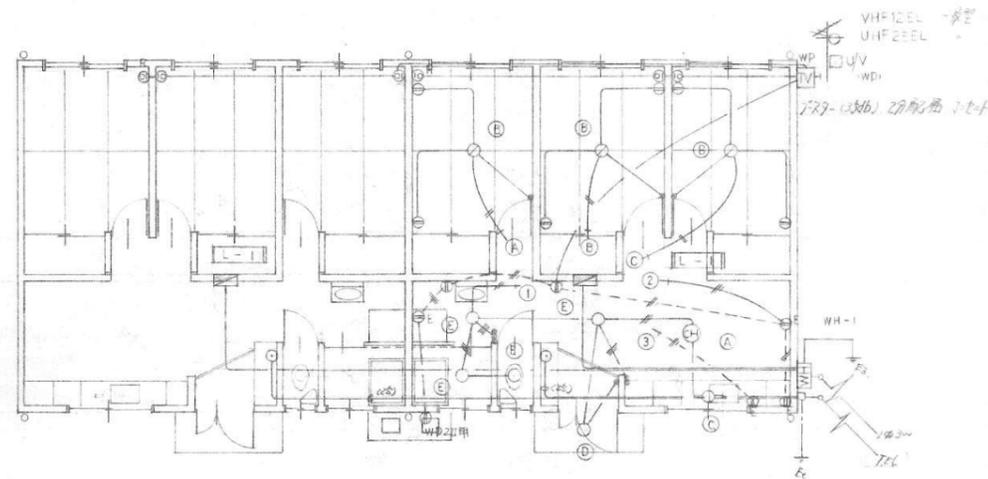
〒731-1595
 広島県山県郡北広島町有田1234番地
 広島県山県郡北広島町

工事名
 旧豊平中学校教員宿舎解体工事

図面内容・縮尺
 物置
 (平面図・立面図・基礎伏図・断面詳細図
 スラブリスト・基礎断面図)

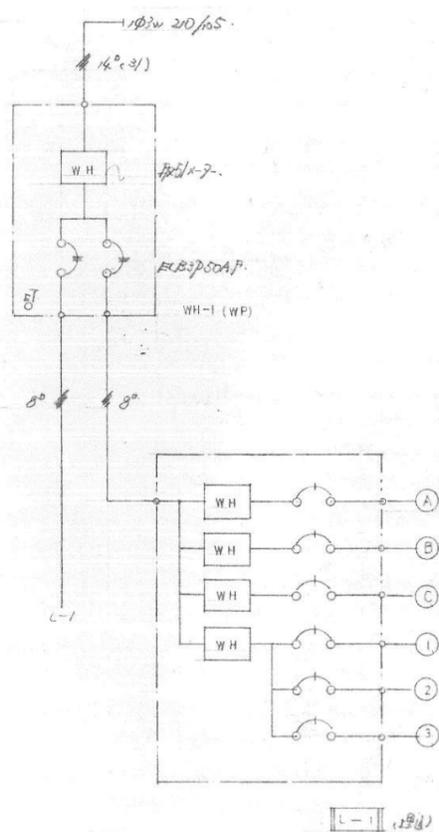
設計
 令和7年度

縮尺 (A3)
 1/100・50
 図面番号
 10/12

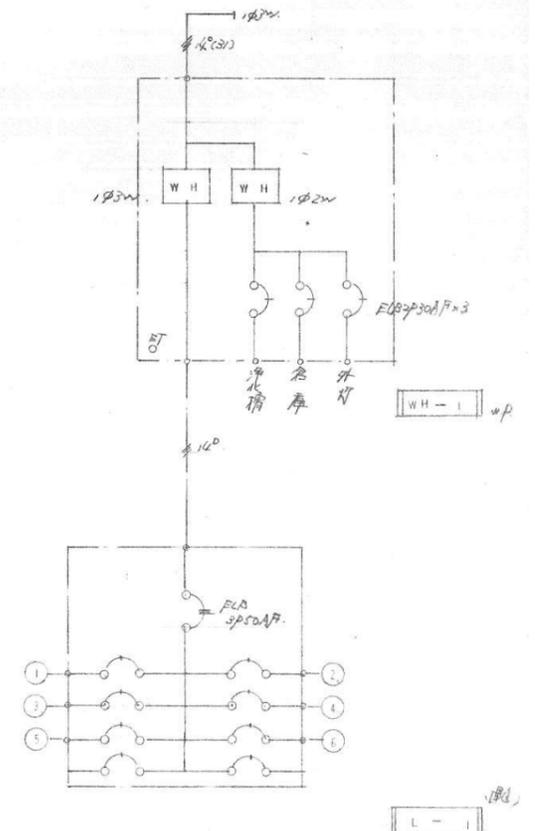
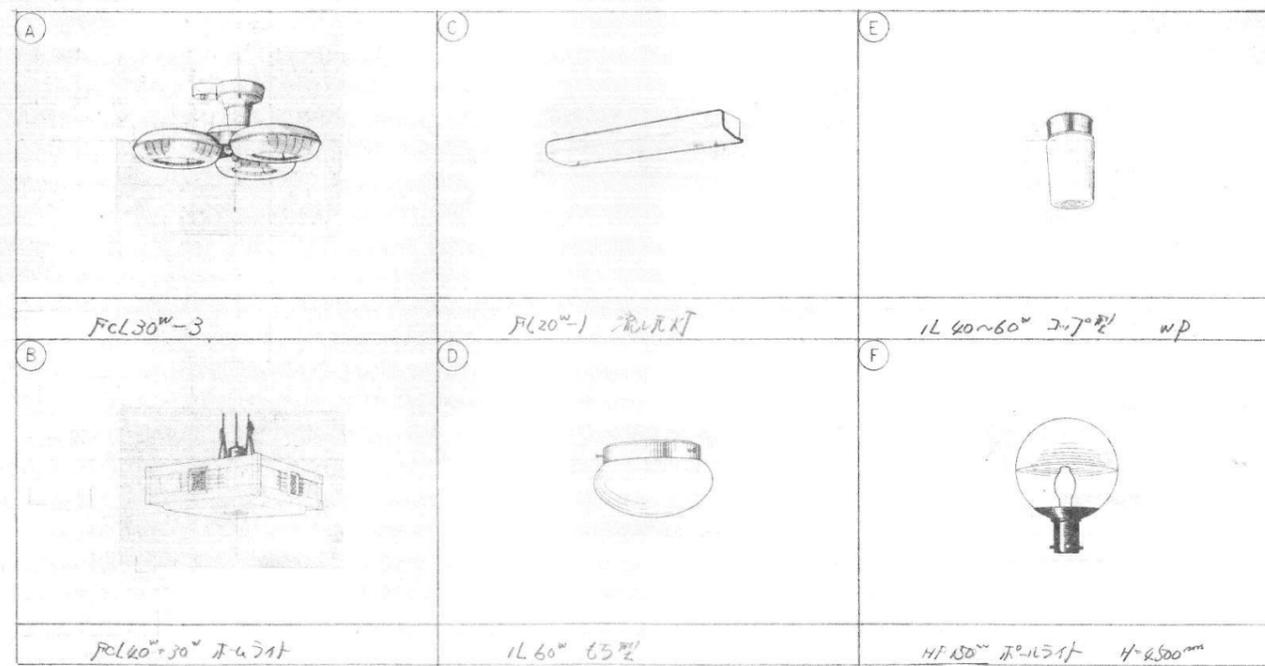


4 階(12) S=1/150 計画図は床面積が16% (pp.19) 以下 20% (pp.19) 以下。
 用いられる下工工事と可。

4 階(12) S=1/150 計画図は床面積が16% (pp.19) 以下 20% (pp.19) 以下。
 用いられる下工工事と可。



100V 17-4
 HCBP30AF x 6



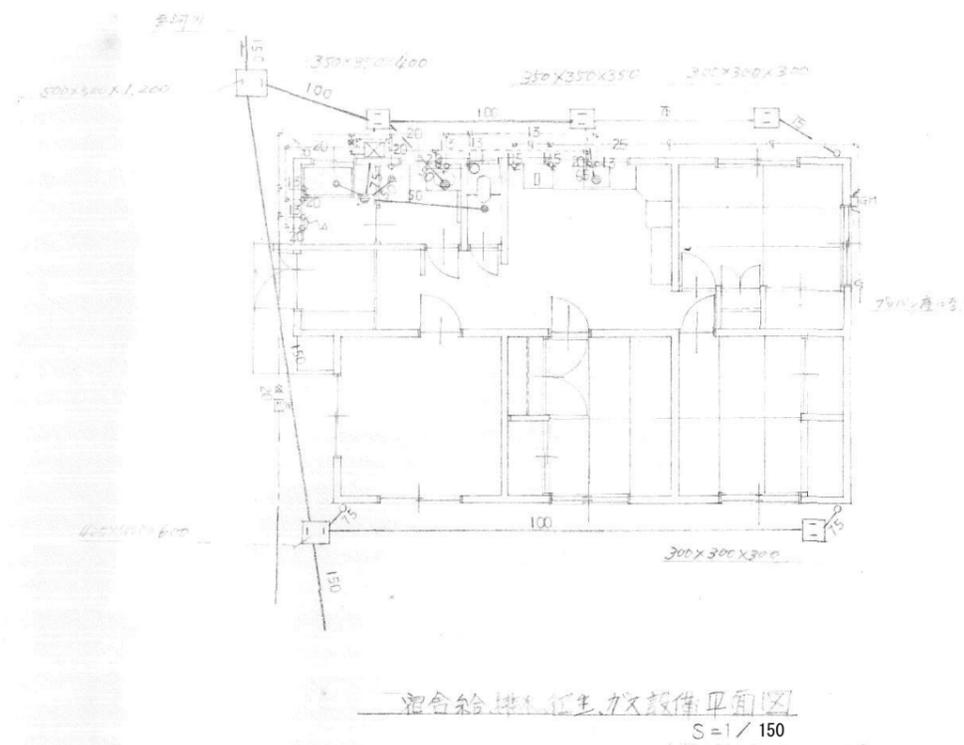
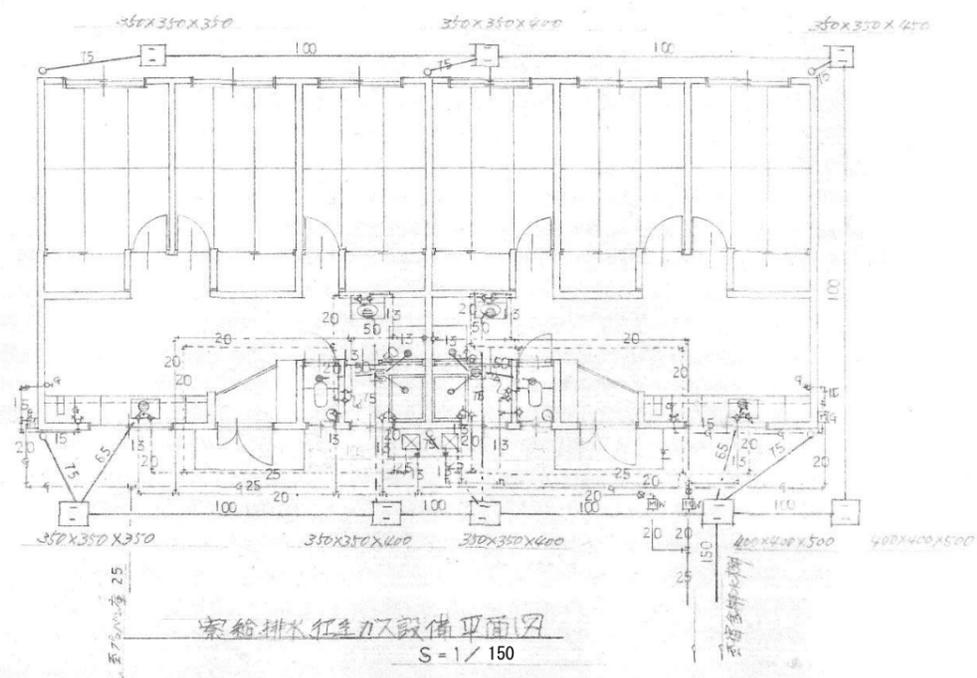
〒731-1595
 広島県山県郡北広島町有田1234番地
 広島県山県郡北広島町

工事名
 旧豊平中学校教員宿舎解体工事

図面内容・縮尺
 電気設備平面図

設計
 令和7年度

縮尺 (A3)
 1/150
 図面番号
 11/12



付号	例	名称
—		給水管 Y.P
- - -		給湯管 (給湯用管)
—		ガス管 G.P
—		排水管 U.P
—	×	給水カマ
—	△	ガスフック 20用
—	○	排水目皿フタ
—	→	温水調節カマ
—	↘	温水調節バルブ
—	+	止水栓
—	○	雨樋受け
—	□	石油汚濁器 50/min
—	□	箱排水栓
—	□	バルブ汚水栓
—	□	ガス量計 形別式
—	□	量水器 形別式
—	○	和風一次用便器
—	○	手洗器 形別式

給水管は全て下水道規定に準じて施工すること。
 屋外配管は全て保護管で埋設施工すること。
 便器、東洋陶器社製。

〒731-1595
 広島県山県郡北広島町有田1234番地
 広島県山県郡北広島町

工事名
 旧豊平中学校教員宿舎解体工事

図面内容・縮尺
 給排水衛生ガス設備平面図

設計
 令和7年度
 縮尺 (A3)
 1/150
 図面番号
 12/12